



市報

さど



Sado City Newsletter

No.35



幸多き年に...



春駒
両津地区
野浦



年越し神輿(畑野地区)

主な内容

市長・議長年頭のあいさつ.....2~3

市職員の給与のあらまし.....8~9

住民税申告相談のおしらせ.....4~5

感染性胃腸炎・
インフルエンザを予防しましょう.....10
など

新年の



「環境にやさしく 美しい島づくり」

佐渡市長
高野 宏一郎



新年あけましておめでとございます。平成19年の年頭にあたり、市民の皆様にご挨拶を申し上げます。旧年中は、市政に対し温かいご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成16年3月に佐渡市が誕生して以来、早いもので3回目の新年を迎えました。皆様とともに乗り越えてきた激動の時を振り返り、あらためて初心に帰って一島一市の意義をかみしめ、将来を見据えた佐渡市づくりへの誓いを新たにさせていただきます。

昨年は、地方自治体の財政破綻がマスコミ報道され、財政再建計画の内容が地域住民に与える影響の大きさに、まさに身につまされる思いをいたしました。

現在の佐渡市の財政状況は、財政の健全化を測るいくつかの指標から見ても、ただちに緊迫した状態に陥るといふ心配はありません。しかし、税収などの自主財源が少なく、国県に依存する体質の佐渡市において、多くの事業をこなしていく間にいつ時代の変化に追従できず、危機に遭遇するかも知れません。北海道の財政破綻の例をけつして他人事ととらえず、真摯に現状を問い直し、先を見通した財政運営に心がけなければならないと考えます。

佐渡市では、昨年からの事務や事業が本来に目的に沿ったもので、効果を上げているかどうかの評価点検を始めています。また、行政改革の目標や期限などを市民の皆様にお示しするための「行政改革マラエスト」も作成しました。大幅な人員削減や歳出の抑制など、行政改革は避けては

通れない最大の課題です。市民の皆様にも、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の痛みを伴う厳しい選択をお願いしているところです。

同時に、このように困難な状況の中でも私たちは佐渡の明るい未来に向かっての施策を着実に進めてまいります。農林水産業、商工業など産業の振興はもとより少子化対策、高齢者対策など、どれひとつおろそかにできません。市民に情報を開示し、市民と協働して歩みを速める所存です。

昨年末には新潟県と連名で世界遺産の申請をいたしました。その結果が待たれますし、トキの野生放鳥も来年に迫って、国、県市、NPOなどと協働して水辺の整備が進んでいます。また念願の上位学校の誘致も視野に入ってきました。合併当初から取り組んできた「環境にやさしく美しい島づくり」の活動が、安倍総理の示す「美しい国づくり」と理念を同じくしていることを喜びとし、子供からお年寄りまでが佐渡に誇りと希望を持って住める島づくりを、市民の皆様と心をひとつにして取り組んでまいりたいと考えます。市民の皆様より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、新たに迎えたこの年が市民の皆様にとりまして幸多き年となりますことを心からお祈り申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

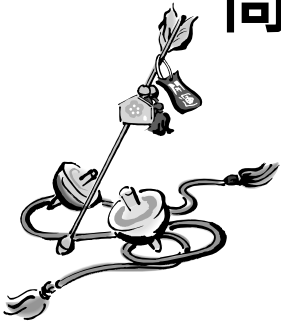


あじあひ



佐渡市議会議長
梅澤雅廣

かなえ
「**鼎の軽重が
問われる年**」



新年あけましておめでとうございます。
佐渡市発足3周年の記念すべき年の始めにあたり、謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

早いもので、私どもの任期も1年余を残すのみとなりました。3年間の議会活動を踏まえながら、印象に残ったことや、今年の懸案事項等について少し触れてみたいと思います。

まずは、行財政改革についてであります。国の不透明な「三位体改革」のありを受けて、合併時に見込んだ新市建設計画の遂行が不可能になったことから、議会では早々に特別委員会を設置し、国、県の動向を注視しながら、市の財政運営について多くの提言をしてきました。万に一つも財政が行き詰ることのないよう、更なる監視と提言を強めていく必要があると考えております。昨年暮れには、地方分権改革推進法が制定されました。地方への税財源の確保を確かなものにするよう、()地方六団体の奮起をも期待することです。行政改革については、特別委員会の提言に加え、佐渡市行政改革推進委員会」の答申をもとに、究極の方途を取り入れた行政改革大綱ならびに集中改革プランが策定されたことは特筆に値することでありました。今後は、この計画が、頓挫することのないよう十分に監視するとともに、その実がಾಗるよう応援していかねばなりません。

また、市議会では、議員削減のための議会自主解散を求

める陳情を受けたところでありましたが、10か市町村の合併という特殊事情に加え、市域面積が類似団体中最大であること、280 kmにも及び海岸線を有していること、その海岸線と中山間地に多数の集落が点在し、そこから多種多様の市民ニーズが発生するということから、多数をもつて不採択といたしました。なお、次期からは法定数を下回る28人を定数とする条例を制定したところでもあります。

次に山積する懸案事項についてであります。佐渡空港は、国が空港整備事業で離島枠を認めているにもかかわらず、未だに実現できないことは誠に残念であります。空港が佐渡に及ぼす恩恵の大きさを思うとき、何としても実現しなければならぬ大事業であります。

また、現在、佐渡には福祉施設への入所希望の待機者が約500人とも言われております。1日も早い施設建設が待たれるところではありますが、予定されている施設の建設は実現するのかどうか。その他佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録、両津港北埠頭の再開発、小中学校の統廃合、専門学校誘致、更には市民病院改革にも関係してくる佐渡総合病院の移転新築にどうかかわっていくのか等々、枚挙にいとまがないほどの難問山積であります。

これだけのことを実現し得るのか、正に執行部と議会の鼎の軽重が問われる年であります。私どもは、市民の皆様への負託を受けて市政の第一線にあることを片時も忘れることなく、全力を傾注してまいり所存であります。

最後になりましたが、市民の皆様方にとって、幸せ多い年でありますよう心からご祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

()地方六団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会。



住民税申告相談 のお知らせ

お問い合わせ

佐渡市千種232番地
佐渡市役所 市民環境部 税務課
市民税係
電話:63-5110(直通)

本年も申告の時期となりました。申告書の提出は市・県民税の基礎資料となるほか、国民健康保険等の算定資料にもなります。また申告がないと証明等を出すことができない場合がありますので、期間内申告をされるようお願いいたします。(ご自分が申告の必要があるかどうかわからない方はフローチャートを参考にしてください)

住民税申告書は送付しません!

一昨年から、申告の際にご本人と面接しながら申告を入力・計算できるシステムを導入しました。これにより、申告書を窓口で発行することができ、大幅な待ち時間の短縮、用紙の無駄を少なくできる等の効果が見込めます。また、本年度から申告書用紙を送付いたしませんので、必要な方は市役所本庁、各支所へご連絡ください。

税法改正による主な変更点

- ・19年課税分より定率減税が廃止されます。(昨年まで所得税10%、住民税7.5%)
- ・税源移譲により住民税率が一律10%に変更されます。

ただし、所得税との合算税額は昨年同様になるよう調整されますので、総納付額は変わりません。

インターネットをご利用できる方へ

国税庁ホームページで所得税の確定申告書の作成ができます。(<http://www.nta.go.jp>)入力画面の案内に従って金額等を入力すると計算を自動で行ってくれますので、窓口へお越しただかなくても簡単に作成できます。インターネットで作成した申告書は、プリントアウトしたものと添付書類を併せて申告時にお持ちになるか、相川税務署へ送付してください。

申告相談の日程

下記の会場で住民税・所得税の申告相談を行います。

【地区別申告相談会場】

地区名	会場名	地区名	会場名
両津地区	佐渡島開発総合センター2階 会議室	相川地区	相川支所2階 第1応接室
佐和田地区	アミューズメント佐渡2階 文弥人形室	金井地区	本庁会議室棟1階 第2会議室
新穂地区	新穂支所1階 第2会議室	畑野地区	畑野支所2階 会議室
真野地区	真野支所2階 第2応接室	小木地区	小木地区公民館1階 第2会議室
羽茂地区	羽茂支所3階 第2会議室	赤泊地区	赤泊支所1階 応接室

申告期間:2月16日(金) ~ 3月15日(木)まで

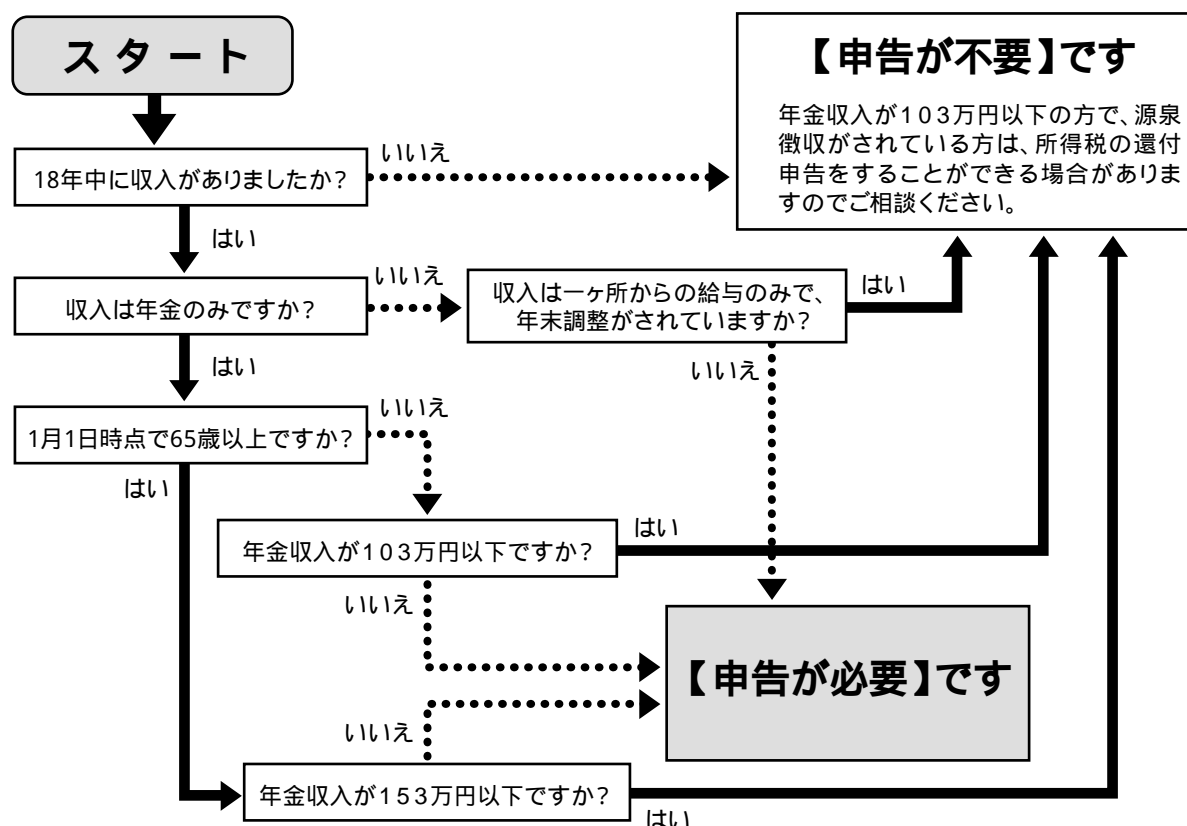
受付時間 8:30 ~ 17:00まで(土日を除く)

佐和田地区の受付時間については、相川税務署との合同開催のため、9:00 ~ 16:00までといたします。
全ての会場で期間前相談はお受けできませんので、ご了承ください。



申告が必要な方・不要な方 フローチャート

下のスタートより進み、申告が必要か不要か判断する目安にしてください。



上記で【申告が不要】になった方

基本的に申告の必要はありませんが、医療費等の控除を受けたい方や国民健康保険加入世帯員で、誰の扶養にもなっていない方、市発行の証明書が必要な方(児童手当等)は住民税の申告をする必要があります。

上記で【申告が必要】になった方

申告の必要がありますので、下記のものをお持ちになり、期間中に相談会場までおいでください。

- (・印鑑 ・収入がわかるもの(源泉徴収票(原本)、事業(農業)用の通帳等)
- (・控除を受ける為の証明書(国民年金、生命保険等) ・還付を受ける方は口座番号のメモ等)

税務署による確定申告(所得税・個人事業者の消費税・贈与税)相談

日時：2月16日(金)～3月15日(木) 9:00～16:00(ただし、12:00～13:00、土日を除く)

場所：アミューズメント佐渡2階 文弥人形室(佐和田地区の住民税申告会場もこちらです)

譲渡や贈与税の申告をする方は、市役所ではお受けできない場合がありますので、こちらにてお願いします。

お問い合わせ 相川税務署 ☎0259-74-3276

所得税の還付申告は 自分で書いてお早めに

お問い合わせ 相川税務署 ☎ 74 3276

次の1)から6)のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになつている方は、還付を受けるための申告(還付申告)をすることができます。

この還付申告書は、平成19年2月15日(木)以前でも税務署に提出することができまので、なるべく早めの提出をお願いします。

なお、還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用いただくことが便利です。

- (1) 平成18年分の所得が一定額以下の方で、総合課税の配当所得や原稿料などがある方
- (2) 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる方
- (3) 平成18年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などを受けられることができる方
- (4) 平成18年の途中で退職した後就

職しなかつた方で、年末調整を受けなかつた方
 (5) 退職所得がある方で、次のいずれかに当てはまる方
 退職所得を含めて申告をすることによって源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる方

退職所得の支払いを受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかつたため、20%の税率で源泉徴収がされた方で、その源泉徴収税額が正規の税額を超える方
 (6) 予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなつた方

申告相談会場は、2月15日(木)までは相川税務署で行いますが、2月16日(金)から3月15日(木)の確定申告期間中は、アミューズメント佐渡の2階に申告会場が変更となりますのでご注意ください。
 また、申告書の提出から還付金の支払いまでにはある程度の期間(1〜2ヶ月くらい)がかかります。申

申告書の還付先口座は、申告者本人の口座をお書きください。

平成18年分の所得税から適用される主な改正事項

- 1 定率減税額が所得税額の10%(最高12万5千円)に変わりました。
- (改正前20%、最高25万円)
- 2 寄付金控除の適用下限額が5千円に引き下げられました。(改正前1万円)

申告書を作成するときは

「所得税の確定申告の手引き」に従って申告書用紙に記入をしていくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。「所得税の

確定申告の手引き」や申告書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。
 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従って金額等を入力することにより、そのまま税務署に提出する申告書等が作成できます。更に、このコーナーで作成したデータを引き継いで直接 e Tax で申告することもできます。

「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申告書のほか、消費税の確定申告書、青色申告決算書等も作成できます。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

要支援・要介護認定者

おむつ代の医療費控除について

寝たきりの方のおむつ代を医療費控除の対象として確定申告をするためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

介護保険の要支援・要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降となる方で一定要件を満たす場合(要介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認)は、市で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を交付します。

なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける方や、2年目以降でも一定要件を満たさない方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

詳しい内容については、お問い合わせください。

お問い合わせ
 市役所 高齢福祉課(介護保険係)
 ☎63-3790
 各支所 介護保険担当まで

【年金だより】

「公的年金等の源泉徴収票」が

送付されます



国民年金・厚生年金保険等の老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税

法の規定で、「公的年金等の雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。そのため、所得税が年金から源泉徴収されている、いないにかかわらず、受給者全員に社会保険業務センターや各種共済組合から、「公的年金等の源泉徴収票」が平成19年1月末までに交付されます。

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告等の際、「公的年金等の源泉徴収票」が添付書類として必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。

この源泉徴収票に記載されている内容は、平成18年中に支払われた年金の総額、社会保険料の金額、介護保険料額、源泉徴収税額および控除内容となります。

2月定例社会保険事務相談所
(年金相談などお気軽にご声)
佐和田商工会 ☎52 3148
21日(水) 受付午後1時30分～3時30分
両津商工会 ☎27 5128
22日(木) 受付午前9時～11時
小木町商工会 ☎86 2216
22日(木) 受付午前9時～10時30分

お問い合わせ
市役所 市民課(戸籍年金係) ☎63 5112
各支所市民課国民年金担当係
または
新潟西社会保険事務所
☎025 225 3001
ねんきんダイヤル
年金請求などに関する相談
☎0570 05 1165
年金を受けている方の相談
☎0570 07 1165



各種届出に記載する住民票コードが必要な方へ

市役所 市民課(戸籍年金係) ☎63-5112

住民票コードとは・・・?

全国の区市町村が全住民登録者一人ひとりに付番した11ケタの無作為の数字です。これは、行政手続きで本人確認を正確・迅速に行うためのものです。

住民票コードを確認するには・・・?

各種届出に、11ケタの住民票コードを記載する場合があります。コードは平成14年8月に、住民登録をしていた市町村から郵便で通知されています。ご不明の場合は、住民票コード通知票、または住民票コードが記載された住民票の交付を受けて確認することができます。

【請求方法や発行手数料などについて】

発行するもの	請求できる人	請求方法	発行手数料	発行できる条件
住民票コード通知票(再発行)	本人または同一世帯員のみ	・市民課窓口で請求	無料	平成14年8月5日時点で佐渡に住民登録していたこと
住民票コード入り住民票	(委任状による請求はできません)	または ・郵便で請求	200円	佐渡市に住民登録していること

【窓口で請求する場合に必要なもの】

本人確認できる書類
(免許証、または健康保険証や年金手帳など2点)
印鑑(認印)
発行手数料(住民票請求の場合)

【郵便で請求する場合に同封するもの】

請求書(住所・氏名・電話番号・発行を希望するものなどを明記の上、押印)
本人確認できる書類のコピー(免許証、または健康保険証や年金手帳など2点)
返信用封筒(配達記録290円分の切手貼付)
発行手数料200円分の郵便小為替(住民票請求の場合)



市職員の給与などのあらまし

佐渡市職員の給与などについて公表します。

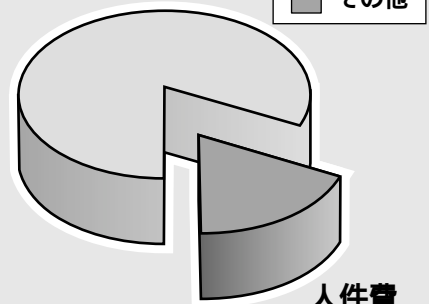
1 人件費の状況(平成17年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口 (平成18年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	千円	%
67,917	48,102,370	876,954	10,288,148	21.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

平成17年度人件費の状況

歳出総額
約481億円



人件費
約103億円
(21.4%)

2 職員給与費の状況(平成18年度普通会計予算)

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉 手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
1,307	4,661,666	577,128	1,851,662	7,090,456	5,425

(注) 1.職員手当には、退職手当負担金を含みません。
2.給与費は、当初予算に計上された額です。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
佐渡市	302,700円	344,412円	41.0歳	250,900円	269,325円	44.4歳
新潟県	357,549円	-円	43.0歳	347,496円	-円	46.9歳

4 職員の初任給の状況 (平成18年4月1日現在)

区分		佐渡市		国の 制度と の異同
		決定初任給	採用2年経 過日給料額	
一般行政職	大学卒	170,200円	178,600円	同じ
	高校卒	138,400円	144,100円	
技能労務職	高校卒	135,600円	141,500円	

(注) 初任給は学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(平成18年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	241,100円	298,500円	312,900円
	高校卒	209,900円	246,400円	303,900円
技能労務職	高校卒	182,700円	239,000円	246,700円

(注) 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験がある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算したものをいいます。

6 一般行政職の級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	課長	部長	
職員数	135人	174人	183人	204人	51人	13人	760人
構成比	17.8%	22.9%	24.1%	26.8%	6.7%	1.7%	100.0%

(注) 1.佐渡市の給与条に基づく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



7 職員手当の状況(平成18年度)

(平成18年4月1日現在)

区 分	佐 渡 市			国 の 制 度		
期末手当 勤勉手当 (平成18年度)	(支給割合)	期末手当	勤勉手当	(支給割合)	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月分(0.75月分)	0.71月分(0.35月分)	6月期	1.4月分(0.75月分)	0.71月分(0.35月分)
	12月期	1.6月分(0.85月分)	0.71月分(0.40月分)	12月期	1.6月分(0.85月分)	0.71月分(0.40月分)
	計	3.0月分(1.60月分)	1.42月分(0.75月分)	計	3.0月分(1.60月分)	1.42月分(0.75月分)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当 (平成18年度)	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
	勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置 定年前早期退職者2~20%加算 退職時特別昇給 なし			その他の加算措置 定年前早期退職者2~20%加算 退職時特別昇給 なし		

(注) 1 期末・勤勉手当は、民間企業のボーナスにあたる手当です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

時 間 外 勤務手当 (普通会計)	当 初 予算額		139,929千円	特殊勤務 手 当 (普通会計)	区 分		全 職 種
	職員1人 当たり 支給年額	107千円			職員全体に占める手当支給職員の割合	6.67%	
		手当の種類(手当数)	18		代表 的 な 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	衛生処理手当
						多くの職員に支給 されている手当	該当なし

(平成18年4月1日現在)

区 分	支 給 内 容(月額)	国 の 制 度
扶養手当	配偶者..... 13,000円	同 じ
	配偶者以外のうち2人までそれぞれ..... 6,000円	
	ア 職員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人について..... 6,500円	
	イ 職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について..... 11,000円	
	その他の扶養親族1人につき..... 5,000円	
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある子1人につき..... 5,000円加算	
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、額に応じて最高 27,000円 自宅 新築・購入の場合に限り、5年間 2,500円	同 じ
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上の職員 交通機関利用者(バス等) 負担している運賃の額に応じて最高 55,000円 交通用具使用者(自家用車等) 片道の使用距離に応じて2,000円から最高24,500円	同 じ

8 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	月 額	区 分	支 給 割 合		
給 料	市 長 850,000円	期 末 手 当	(平成18年度)		
	助 役 672,000円				
報 酬	議 長 349,000円	市 長	6月期1.6月分		
	副議長 286,000円			助 役	12月期1.7月分
	議 員 269,000円			議 長	
		副議長	計 3.3月分		
		議 員			

10 職員数の削減について 削減の方法

社会経済の情勢変化を踏まえ、施策の内容や手法を見直しながら職員定員の適正化に取り組みます。

平成18年度は、定員適正化計画で定めた20人を超える50人以上の削減を目標とします。

9 定員の状況 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成18年4月1日現在)

部 門	職 員 数	部 門	職 員 数		
一般行政 部 門	議 会	8	特別行政 部 門	教 育	196
	議 長	242		消 防	199
	議 員	52		小 計	395
	農 業	100	普通会計 計		1,317
	商 工	31	公営企業 等	病 院	191
	土 木	81		水 道	43
	民 生	321		下 水 道	27
	衛 生	87		会 計 部 門	其 他
	小 計	922		小 計	328
			合 計	1,645	

(注)職員数は正規職員と教育長を含み、特別職・臨時・非常勤職員を除いています。

